

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成18年8月10日(2006.8.10)

【公開番号】特開2006-132982(P2006-132982A)

【公開日】平成18年5月25日(2006.5.25)

【年通号数】公開・登録公報2006-020

【出願番号】特願2004-319661(P2004-319661)

【国際特許分類】

G 0 1 R 1/067 (2006.01)

H 0 1 L 21/66 (2006.01)

【F I】

G 0 1 R 1/067 C

H 0 1 L 21/66 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プローブ基板と、

前記プローブ基板によって支持され、このプローブ基板に対して間隔を有して対面する領域を有する梁部と、

前記梁部から、前記プローブ基板から遠ざかる方向に突出して延びる接触子とを備え、

前記プローブ基板および前記梁部のうちの少なくともいずれか一方は、両者が対面する領域に、他方側に向って突出する突起を有している、プローブ。

【請求項2】

前記梁部は、前記プローブ基板に片持ち支持されている、請求項1に記載のプローブ。

【請求項3】

前記梁部は、前記プローブ基板に両持ち支持されている、請求項1に記載のプローブ。

【請求項4】

前記突起の先端面は、前記梁部の変形に伴って対面する相手部材に当接する際に面接觸するように、一方側が低く、他方側が高くなるように傾斜を有している、請求項1から3のいずれかに記載のプローブ。

【請求項5】

前記突起は少なくとも2つ設けられる、請求項1から4のいずれかに記載のプローブ。

【請求項6】

前記少なくとも2つの突起のうち、少なくとも1つの突起は前記梁部に対向して前記プローブ基板に設けられ、少なくとも1つの突起は前記プローブ基板に対向して前記梁部に設けられる、請求項5に記載のプローブ。

【請求項7】

前記プローブ基板に設けられる少なくとも1つの突起と、前記梁部に設けられる少なくとも1つの突起は異なる対向位置に設けられる、請求項6に記載のプローブ。

【請求項8】

前記プローブ基板に設けられる少なくとも1つの突起と、前記梁部に設けられる少なくとも1つの突起は同じ対向位置に設けられる、請求項6に記載のプローブ。

【請求項 9】

前記少なくとも 2 つの突起は、前記プローブ基板と前記梁部のいずれか一方に、所定の間隔を有して設けられる、請求項 5 に記載のプローブ。

【請求項 10】

プローブ基板と、

前記プローブ基板に支持され、このプローブ基板から遠ざかる方向に屈曲して延びる梁部と、

前記梁部から、前記プローブ基板から遠ざかる方向に、突出して延びる接触子とを備え、

前記梁部は、屈曲して対面する領域に対向部分に向って突出する突起を有している、プローブ。

【請求項 11】

前記突起は、緩衝材で形成される請求項 1 から 10 のいずれかに記載のプローブ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

好みしくは、少なくとも 2 つの突起は、プローブ基板と梁部のいずれか一方に、所定の間隔を有して設けられる。少なくとも 2 つの突起により、応力の分散を図れる。そして、一方側に配置される突起の高さが低く、他方側に配置される突起の高さが低い。